

売却区分番号	2		
見積価額	11,604,000円	公売保証金	1,170,000円
不動産の表示	<p>1 所在 広島市佐伯区湯来町大字白砂字川角陰 3527番地1 家屋番号 3527番1 種類 診療所・居宅 構造 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺3階建 床面積 1階 418.76平方メートル 2階 411.90平方メートル 3階 43.13平方メートル</p> <p>符号 1 種類 車庫 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 63.13平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> <p>建物の内訳価格 金10,673,000円 敷地利用権の内訳価格 金931,000円</p>		
接道状況	南側 農道（中川角2号線）に接面		
画地条件	・地積 1766.72㎡ ・形状 不整形地 ・間口・奥行 間口：約7m・奥行：約95m		
使用状況等	不動産の表示1 令和7年5月30日現在、空き家になっております。 令和7年5月30日現在、底地は建物所有者と土地所有者が賃貸借契約を結んでおり、空き家になっております。		
賃貸借等の内容等	土地所有者の申出等 <p>公売財産の敷地に係る賃貸借等については、次のとおりです。</p> ・地代 月額108,000円 ・地代の滞納 令和7年6月19日現在、令和6年11月～令和7年6月まで未納となっています。 ・契約期間 昭和62年4月2日～平成29年4月1日（30年間） ※その後は5年毎更新契約をし、双方共異義がない場合継続		
	建物所有者の申出等 <p>公売財産の敷地に係る賃貸借等については、次のとおりです。</p> ・地代 月額108,000円 ・地代の滞納 令和7年6月20日現在、令和7年1月分を除く令和6年10月～令和7年6月分まで未納となっています。		
特記事項	【建物の概要】 ○昭和63年に新築され、建築から約37年経過していることもあり、経年劣化が見受けられます。 ○附属建物（車庫）は、所有者の親族から20年前に取り壊したと申出。 ○診療所は令和6年2月29日を以って閉院しています。 ○診療所は元々、介護療養型医療施設として使われていました。 【建物の損傷等】 ○1階玄関・2階の一室に雨漏りがあります。 ○診療所の各階に医療用の動産や生活雑貨等が置いてある部屋もあります。 ○2階にリフトがあります。 ○屋上には壊れて使えない設備が放置されています。 ○居宅には生活雑貨が置いてあります。 ○備え付けられている設備のほとんどが修理又は買い替えが必要です。		
供給処理施設	・上水道：なし ・下水道：なし		
住居表示等	広島市佐伯区湯来町大字白砂3527番地2		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		

売却区分番号	2
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（広島市）は担保責任を負いません。3 執行機関（広島市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。5 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 <p>なお、売却区分内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>

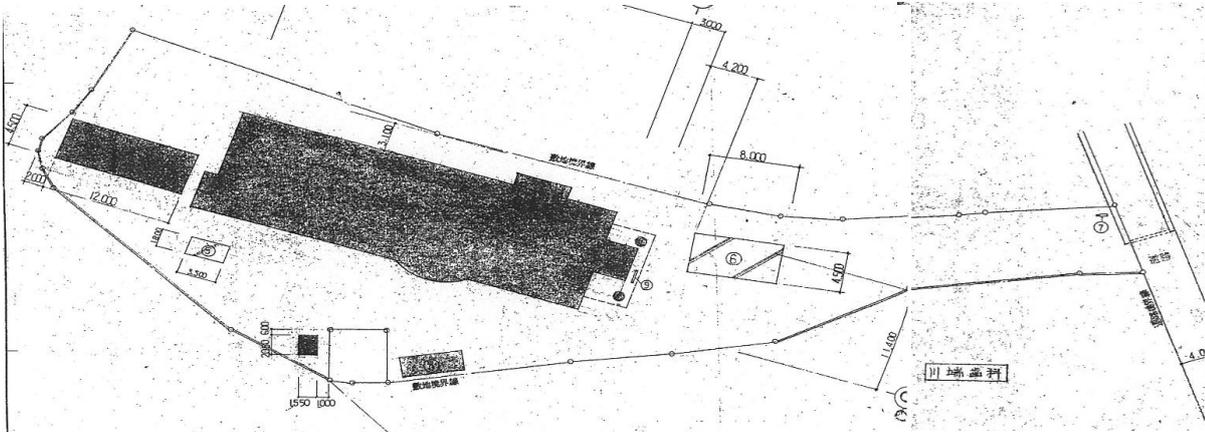
【売却区分の番号2】

(位置図)



公売対象不動産

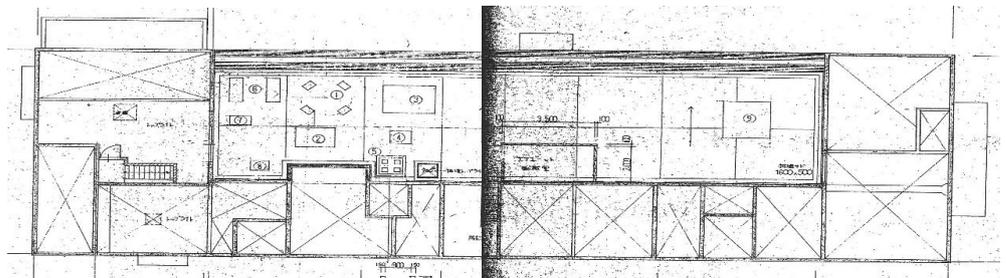
(見取図)



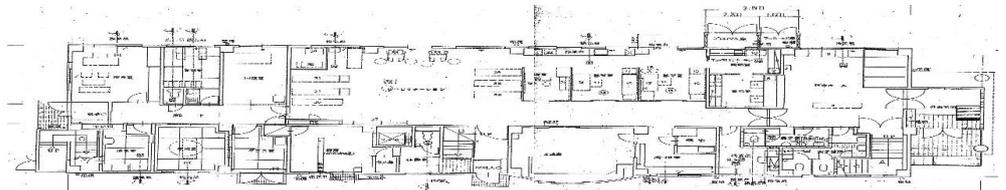
(間取図)

これらの図は、
おおよその位置を示したものです。

1F



2F



3F

